

日整会長学術賞内規（参考資料）

（意 義）

第1条 日整会長学術賞は、柔道整復学の研鑽と発展に日々務める者に授与する。

（表彰基準）

第2条 日整会長学術賞は、会員歴15年以上の者で、「帰一賞内規」第6条に定める帰一学術賞基準点の合計が、30点以上で50点未満の会員に授与する。

（基準日と申請日）

第3条 日整会長学術賞の受賞対象の基準日は、毎年11月30日とし、本会「表彰規程」第2条に定める推薦に係る推薦書は、翌月10日までに本会必着とする。

（受賞者の選定）

第4条 日整会長学術賞の受賞者の選定は、毎年1月15日以降に開催される本会理事会で行う。

（授与会場）

第5条 日整会長学術賞は、各都道府県の学術大会会場で授与する。

附 則 （平成24年1月23日理事会決定）

この規則は平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年11月21日理事会決定）

この改正は平成25年11月21日から施行する。

附 則 （平成28年9月28日理事会決定）

（施行期日）改正後の規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則 （平成31年4月25日理事会決定）

（施行期日）改正後の規則は、平成31年4月25日から施行する。

帰一賞内規 抜粋（参考資料）

（帰一学術賞）

第5条 帰一学術賞は、次の各号のすべてを満たす会員に授与する。

- 一 会員歴が30年以上の者
- 二 次条に示す基準点の点数を50点以上取得している者

（帰一学術賞基準点）

第6条 帰一学術賞の基準点は、次のとおりとする。ただし、同一内容の論文等の発表、出版及び投稿掲載等が複数ある場合は、点数の高いものの一つの加算とする。

条 件	点数
① 柔道整復に関する論文が原著論文として採用された者	5点
② 単著としての学術書の出版（ISBN番号のある図書またはISSN番号のある学会刊行物であること。自費出版を除く）	5点
③ 国際学会等で柔道整復に関するものの発表者 * 日本学術会議認定国際学会 * 平成16年以降の国際学会発表より適用	4点
④ （旧）日整学術実技研修会発表者	3点
⑤ （旧）日本柔道整復学会・日本接骨学会発表者	3点
⑥ 日本学術会議認定学会に柔道整復に関するものの発表者 * 日本体力医学会 * 日本武道学会 * 日本整形外科学会 * 日本柔道整復接骨医学会など ただし、1学会年1回に限る。	3点
⑦ 共著としての学術書の出版（ISBN番号のある図書またはISSN番号のある学会刊行物であること。自費出版を除く）	3点
⑧ 日本柔道整復師会主催学術大会発表者	2点
⑨ 分筆者として学術書の出版（ISBN番号のある図書またはISSN番号のある学会刊行物であること。自費出版を除く）	2点
⑩ 日本柔道整復師会広報誌学術シリーズに投稿掲載された者	2点

（共同研究の処置）

第7条 共同研究による論文等の発表、出版及び投稿掲載等に係る基準点については、前条に関わらず、共同研究者が何人であっても一会員につき1点とする。

公益社団法人日本柔道整復師会 表彰規程（参考資料）

（目的）

第1条 公益社団法人日本柔道整復師会（以下「本会」という。）の発展に特に功績のあった会員、本会の目的達成に寄与した会員及び規範となるべき功績のあった会員並びにこれらの会員と同等の功績があると認められる一般の者を、たたえ、表彰する。ただし、別に定める者を除く。

（受賞対象者の決定）

第2条 受賞対象者は、本会会長又は都道府県柔道整復師会会長の推薦により、本会理事会で選定する。

（規程の構成）

第3条 この規程は、次の各号に掲げる内規により構成する。

- 一 一般表彰内規
- 二 帰一賞内規
- 三 日整会長学術賞内規
- 四 叙勲、褒賞等申請に関する内規

（その他）

第4条 この規程及び前条各号の内規にない条項は、本会理事会で議決する。

附 則 （平成4年11月18日理事会決定）

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 （平成8年5月9日理事会決定）

この規程は、平成8年4月1日より施行する。

附 則 （平成13年2月26日理事会決定）

この規程は、平成13年4月1日より施行する。

附 則 （平成14年6月5日理事会決定）

この規程は、平成14年6月5日より施行する。

附 則 （平成19年2月19日理事会決定）

この規程は、平成19年4月1日より施行する。

附 則 （平成20年3月28日理事会決定）

この規程は、平成20年4月1日より一部改正し施行する。

附 則 （平成23年11月8日理事会決定）

この規程は、平成23年11月8日より一部改正し施行する。

附 則 （平成24年1月23日理事会決定）

この規程は、平成24年4月1日より一部改正し施行する。

附 則 （平成28年9月28日理事会決定）

（施行期日）改正後の規程は、平成28年10月1日から施行する。